

# 土砂災害防災マニュアル

～～ 土砂災害への備えと行動 ～～



## 本 庄 市

平成26年5月更新

## 目 次

目次	1
はじめに	2
1. 普段からの備え	
(1) 災害用非常持ち出し品・備蓄品の準備	3
(2) 防災訓練の参加	4
(3) 避難所等への経路の確認	5
(4) 家族との話し合い	6
(5) 災害時要援護者への配慮	7
(6) 家畜・ペットの取扱い	7
2. 土砂災害時の行動	
(1) 情報の収集	8
(2) 土砂災害警戒情報、避難準備(災害時要援護者避難)情報、 避難勧告、避難指示	10
(3) 悪天候が予想される場合	11
(4) 自主避難をする場合	11
(5) 避難準備(災害時要援護者避難)情報、避難勧告・避難指示が 発令された場合の行動	12
(6) 避難時の注意事項	13
(7) 避難をしたら	13
3. 自主防災	
(1) 自主防災の必要性	14
(2) 自主防災組織とは	14
(3) 自主防災組織の活動	14
(4) 土砂災害における自主防災組織の役割	15
(5) 自主防災組織の結成について	15
4. 基礎知識	
(1) 土砂災害の種類	16
(2) 避難所・避難場所一覧(抜粋)	17
(3) 緊急連絡先一覧	19
別添；土砂災害ハザードマップ	

## はじめに

### ● 土砂災害から身を守る

国内では年間約2,300箇所(平成21～25年の5カ年の平均)の土砂災害が発生しており、多くの方が被災しています。残念ですが、自然の力は非常に強大で全ての土砂災害を完全に防ぐことはできません。土砂災害から自分の身を守るためには、自らが行動することが最良の防災対策となります。

「昔から住んでいて何も無かったのだから、大丈夫。」というのではなく、身の回りで土砂災害が起こるかもしれないという心構えを常に持ち、普段から備えをしておきましょう。

### ● 地域とのかかわりを大切に

土砂災害が発生して道路が寸断された場合などは、避難をしたり救助を受けたりすることが困難となることも考えられます。こうした方の中には、日常生活に支援が必要な方もいるかもしれません。このような時、地域に住む皆様の助け合いがとても重要となります。

日頃から、地域の方とのコミュニケーションを大切にしましょう。

### ● 土砂災害防災マニュアルについて

このマニュアルは、特に土砂災害から身を守るため、市民の皆様が土砂災害に対し普段から心がけておくこと、避難する際に知っておきたいことなどを中心に掲載しました。

また、土砂災害の基本的な知識のほか、土砂災害ハザードマップが ついていますので、自宅からの避難所まで避難する方法などを考えるための資料として活用しましょう。

また、非常持ち出し品や避難所は、地震などの土砂災害以外の災害についても同様であるため、それらにも対応できるように記述しました。

## 1. 普段からの備え

### (1) 災害用非常持ち出し品・備蓄品の準備

非常持ち出し品は、避難する際に持ち出す最低限必要なものです。

また、地震や台風などにより広域に被害が発生した場合、すぐに救出ができない、救援物資が届かないということも考えられますので、備蓄品として飲料水（1人1日3ℓが目安）や食料品などを最低3日分準備し、消費期限等を定期的にチェックするように心がけましょう。

#### ◎災害時非常持ち出し品

種類	内容	確認欄
貴重品	現金(公衆電話用10円玉含む)、通帳、キャッシュカード、印かん、身分証明書、保険証など	
食料品・ 食器	ペットボトル入り飲料水、乾パン、缶詰、その他の非常食など	
	はし、皿、缶切、ナイフ、ビニール袋など	
携帯電話	充電器も用意	
懐中電灯	予備の電池も用意	
携帯ラジオ	〃	
医療品等	ばんそうこう、包帯、三角巾、脱脂綿、消毒液、メガネなど ※持病のある人は必ず常備薬も。	

衛生用品	タオル、ティッシュ(トイレット)ペーパー、歯磨きセット、石鹸、生理用品など	
衣類等	衣類(下着、ジャンパー類)、靴(頑丈なもの)、スリッパなど	
	ヘルメット・ずきん、マスク、軍手、雨具など	
その他	ポリ袋、ロープ、マッチ・ライターなど	
	毛布、携帯カイロ、寝袋など	
	紙おむつ、粉ミルク、離乳食、ほ乳瓶、母子手帳、バスタオルなど	

## (2) 防災訓練の参加

市では、土砂災害警戒区域等を対象に、毎年計画的に防災訓練を実施しています。

防災訓練では、避難所までの経路の確認に加えて、実際に避難所を開設しますので、中の様子などを見ることができます。自分の住む地区で防災避難訓練が実施される時は積極的に参加しましょう。



写真：平成25年6月2日防災訓練（太駄中地区他）

### (3) 避難所等への経路の確認 (17 ページ避難所・避難場所一覧)

悪天候や夜間の停電時でも避難できるよう、避難所等への経路を日頃から確認しておきましょう。

実際に災害が発生した場合、予定していた道路が寸断されることも考えられるので、複数の避難経路を確認しておきましょう。

#### ◎避難所等の種類

種 類	特 徴
避難場所	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難場所は避難所に避難する前に、避難者が一時的に集合して状況の確認、集団を形成する場所で、都市公園、学校の野外運動場等を活用する。</li></ul>
避難所	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難準備情報や避難勧告・避難指示が発令された場合などに市が開設。</li><li>・ 土砂災害等による家屋の消失により、生活の場を失った被災者の一時的な生活を可能とするため小中学校の体育館等を活用する。</li><li>・ 必要に応じて、衣食住の必需品を用意。</li></ul>
自主避難所	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難勧告までには至らないが、状況により住民の不安を解消するために必要と判断する場合に開設。</li><li>・ 必要に応じて職員を派遣</li><li>・ 避難勧告等の発令後は必要に応じて避難所に移動。</li><li>・ 食料・飲物・日用品は各自で持参。</li></ul>

## (4) 家族との話し合い

家族内で、避難する際の決まりごとを作成・確認しておきましょう。

- ・ 貴重品、非常持ち出し品の場所
- ・ 避難の際にすべきこと
- ・ 避難する場所と道順
- ・ 家族の集合場所
- ・ 連絡先の電話番号
- ・ 災害用伝言ダイヤル、携帯電話災害用伝言板の使用

※災害が発生したとき家族と離れている場合もあります。

携帯電話や自宅の電話が繋がらない場合もありますので、それらを前提して、集合場所や連絡方法をあらかじめ確認しておきましょう。

### 【家族との話し合いメモ】

○貴重品、非常持ち出し品の場所（盗難防止の為、貴重品の場所は書かないでください）

○避難の際にすべきこと

○避難する場所と道順

○家族の集合場所

○連絡先の電話番号

○災害用伝言ダイヤル、携帯電話災害用伝言板の使い方

## (5) 災害時要援護者への配慮

近所に自分で避難することが困難な方（災害時要援護者）はいませんか？

どのような方が近所に住んでいるのか、知っておくようにしましょう。避難の際には、災害時要援護者への声かけ・助け合いを心がけましょう。

また、避難時は災害時要援護者を優先しますので、皆様のご理解ご協力をお願いします。

### 《災害時要援護者は特に準備が重要です！》

- ・ 近所や自治会などに自分が災害時要援護者であることを伝え、非常時の協力をお願いしておきましょう。
- ・ 自分にとっては必要だが、避難所では通常用意できないようなものは、忘れずに持ち出せるよう準備をしておきましょう。

(例) 常備薬、補聴器、酸素ボンベなど



## (6) 家畜・ペットの取扱い

災害時の救助は人命最優先です。（盲導犬などの補助犬は優先します。）

他の地域の災害でも、一時帰宅までの間は、家畜・ペットの避難や管理ができない場合があります。悪天候になる前に必要な準備をしておきましょう。

ペットを避難所に連れて行く場合、鳴き声・臭いなどで周囲の迷惑とならないようにしなければなりません。

普段からのしつけを心がけましょう。

また、ペットフードは飼い主の方が各自で用意するようお願いいたします。



## 2. 土砂災害時の行動

大雨などが原因で土砂災害が発生する場合、あらかじめ発生を予見して、危険から回避するよう努めましょう。

### (1) 情報の収集

土砂災害の対応として、気象情報など最新の情報を知り、適切に対処することが大切です。テレビ、ラジオ、インターネット等で正確な情報を収集するように心がけましょう。

(埼玉県危機管理・災害情報 <http://plaza.rakuten.co.jp/kikisaitama/>)

#### ①防災行政無線

市からは、防災行政無線で「土砂災害警戒情報」「避難準備（災害時要援護者避難）情報」「避難勧告」「避難指示」などの避難情報を放送します。防災行政無線の放送が始まったら聞き逃さないように注意しましょう。

(例)「こちらは防災ほんじょうです。」

「〇〇地区の皆様には避難指示をいたします。」

「土砂災害の危険性が非常に高まっています。市、警察、消防、消防団の指示に従い、落ち着いて避難してください。」

「以上、防災ほんじょうです。」

◎防災行政無線の放送内容は、電話でも聞くことができます。

**電話番号： 2 2 - 1 3 5 1 (通話料有料)**

電話がつながると音声案内が流れます。

「こちらは電話対応装置です。〇件の放送があります。」

「再生中には、次の操作ができます。」

「次の放送を聞きたい場合は… 1」

「同じ放送を聞きたい場合は… 2」

「前の放送を聞きたい場合は… 3」

「終了するときは…………… 0 を押してください。」

○ ボタンを押さなくても、自動的に放送が流れます。

○ 防災行政無線の放送がなかった場合、「こちらは電話応答装置です。放送はありません。ご利用ありがとうございました。」と音声が出て電話が切れます。

◎本庄市役所への電話による確認

避防災行政無線が聞き取れなかった、防災行政無線の電話応答装置に繋がら

ないという場合は、本庄市役所危機管理課へ電話してください。

本庄市役所 危機管理課 0495-25-1184

### ◎聴覚障害がある方へのFAX送信によるお知らせ

あらかじめ申込みをされた聴覚障害がある方に防災行政無線で放送される内容をFAXにてお知らせいたします。

申込み先：本庄市役所 危機管理課 電話 25-1184 FAX22-0602

### ◎防災行政無線メール配信サービス

あらかじめ登録した携帯電話やパソコンに防災行政無線で放送した内容について電子メールでお知らせします。

#### 【登録方法】

**bousaihonjo-t@ktaiwork.jp** に空メールを送信し

「( bousaihonjo ML) へようこそ!」という件名のメールが届けば登録は完了です。

#### 【注意事項】

1. メール配信サービスは無料ですが、メールの送受信にかかる通信費用等は利用者の負担となります。
2. 迷惑メール防止機能等の設定により、メールを受信できない場合があります。
3. 当サービスに関連して利用者が損害を被った場合、一切の責任を負いかねますのでご了承ください。当サービスは通信回線やシステム障害により、利用者に通知することなく配信を停止する場合があります。

#### 【火災情報】

防災行政無線の火災に関する放送は本庄地域に発生した場合は本庄地域のみ、児玉地域に発生した場合は児玉地域のみに行いますが、メール配信は登録者全員に行います。

### ②地上デジタル放送「テレ玉」で、本庄市発信のデータ放送を行っています

1. 「テレ玉（地デジ3チャンネル）」にチャンネルを合わせる
2. リモコンの【d】ボタンを押す（データ放送画面が開きます）
3. 画面左下の一覧から「本庄市からののお知らせ」を選び、リモコンの【決定】ボタンを押す

(注意)「市町村からのお知らせ」と表示された場合は、そちらを選択して進んでください。なお、データ放送に対応していないテレビは利用できません。

### ③土砂災害の前兆

土砂災害の発生前には、16ページに記載されたような前兆が見られる場合があります。このような前兆が見られたら早めに避難し、関係機関に連絡しましょう。

## (2) 土砂災害警戒情報、避難準備（災害時要援護者避難）情報、避難勧告、避難指示

県・気象台では、土砂災害のおそれがあるとき土砂災害警戒情報を共同で発表します (<http://micos-sa.jwa.or.jp/metro/saitama/dosya/>)。

また、市では避難準備（災害時要援護者避難）情報、避難勧告、避難指示を発令します。

#### ◎発表（発令）される情報

種類	発表(発令)者	内容
土砂災害警戒情報	県・気象台	大雨による土砂災害の危険度が高まった時、避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と気象台が共同で発表する防災情報です。
避難準備(災害時要援護者避難)情報	災害対策本部長(市長)	災害時要援護者など避難に時間が必要な方が、避難行動を開始しなければならない段階で発表します。 他の方も非常持ち出し品の用意などの避難準備を開始してください。
避難勧告		災害が発生したり発生するおそれがある場合などにおいて、人命・身体を保護や災害の拡大を防止する必要があると認めたとき、地域の方に対して、避難のための勧告や指示をします。
避難指示		

※これらの情報が発表（発令）されていなくても、土砂災害の前兆などが見られた場合は、まず安全な場所に避難しましょう。

### (3) 悪天候が予想される場合

天候が悪くなると色々な準備が行いにくくなります。早めの準備を心がけましょう。

- ・避難を前提に移動しやすい服装をする。
- ・非常持ち出し品をすぐに出せるよう準備する。
- ・家族や近所の方と避難について再確認する。
- ・水が出る場所に土のうを用意する。

### (4) 自主避難をする場合

次のような場合、自主避難を考えてください。

- ・土砂災害警戒情報が発表された。
- ・避難準備（災害時要援護者避難）情報が発令された。
- ・（16ページのような）土砂災害の前兆が見られた。
- ・家の周囲に異常が見られた。
- ・悪天候のため、今後は安全に避難できないと思われる。
- ・近所の家が自主避難した。
- ・自宅にいるのが不安で仕方がない。

#### ①親戚・知り合いの家などに自主避難するとき

自分が避難する（した）ことを、周囲に知らせるようにしましょう。

（具体例）

- ・関係者（近所・自治会など）に連絡する。
- ・玄関に「〇〇に避難しました。」などの張り紙をする。

#### ②自主避難所に自主避難するとき

避難勧告までには至らないが、状況により住民の不安を解消するために必要と判断する場合に、地区自治会館等を自主避難所として開設し、必要に応じて職員を派遣します。避難したい方は、本庁危機管理課または総合支所総務課へ開設状況を確認の上、必ず非常持ち出し品を持って避難してください。

#### ③避難所に自主避難するとき

避難準備（災害時要援護者避難）情報が発令されると、避難所が開設されます。防災行政無線、広報車等で開設された避難所をお知らせしますので、非常用持ち出し品を持って避難してください。

## (5) 避難準備（災害時要援護者避難）情報、避難勧告・避難指示が発令された場合の行動

避難情報が発令された場合、防災行政無線、広報車等によりお知らせします。

避難情報は、通常、段階的に発令されますが、状況によってはいきなり避難勧告が発令される場合もあります。防災行政無線や広報車等による避難情報のお知らせが始まったら、聞き逃さないように注意しましょう。

### ◎避難情報発令時の住民に求める行動

種 類	住民に求める行動
避難準備 (災害時要 援護者避 難)情報	○災害時要援護者などの特に避難行動に時間を要する方は、避難場所への避難行動を開始してください。 ○上記以外の方は、家族等との連絡、非常用持ち出し品の用意などの避難準備を開始してください。
避難勧告	○通常の避難行動ができる方は、避難場所等への避難行動を開始してください。
避難指示	○避難勧告等の発令後で避難中の方は、確実な避難行動を直ちに完了してください。 ○未だ避難していない方は、直ちに避難行動に移るとともに、時間がない場合は生命を守る最低限の行動をとってください。

【メモ欄】

## (6) 避難時の注意事項

- ・ ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを落とし、ストーブのスイッチを切って。
- ・ 戸締りをして。
- ・ 非常持ち出し品は、手に持たずに背負って。
- ・ 動きやすい服装、歩きやすい靴で。
- ・ 足元が悪いので慌てずに。
- ・ みんなで助け合って。
- ・ 市、警察、消防、消防団の指示に従って避難してください。

## (7) 避難をしたら

避難所では、複数の世帯が同時に生活するため、様々なトラブルが起こることがあります。以下のような点に注意して、トラブルが起こらないようにしましょう。

- ・ プライバシーの配慮
- ・ 高齢者、障害者などへの配慮
- ・ 女性への配慮
- ・ 各避難所で決めたルールの遵守

新たに入所あるいは退所する場合は、避難所の市職員に連絡してください。

【メモ欄】

### 3. 自主防災

#### (1) 自主防災の必要性

最近国内で発生した地震などの大規模災害では、広範囲で被災したため、行政・消防・警察などが災害に対処できない状況が見られました。

そのような中、地域の方々が自主的な救出活動や消火活動を行ない、非常に重要な役割を果たしました。

災害対策基本法では、住民の責務として自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努めることとなっています。

自分たちの地域は自分たちで守る。自主的な防災活動が求められています。

#### (2) 自主防災組織とは

自主防災組織とは、地域の方々が自発的に設立し、防災活動を行うための組織です。

消防団が消防組織法により消防機関と位置づけられているのに対し、地域の方々の自主性により設立した組織であるため性格が異なります。

#### (3) 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は、主に次のようなものが考えられます。

状 況	主な役割
平常時	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 防災訓練の参加</li><li>・ 地域への防災知識の普及</li><li>・ 地域の災害危険箇所の把握</li><li>・ 避難経路の点検確認</li><li>・ 名簿、連絡網の作成</li><li>・ 防災備品の点検</li><li>・ 自主防災組織の運営</li></ul>
災害時	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域内の災害情報の収集、伝達</li><li>・ 災害時要援護者の避難支援</li><li>・ 避難者の誘導</li><li>・ 避難所の運営支援（たき出し、給水、ルール作りなど）</li><li>・ 火災の初期消火</li><li>・ 被災者の救出、応急措置</li></ul>

## ◎連絡体制（連絡網）の整備

災害時では、平常時以上に相互に連絡をとれる体制が必要です。

あらかじめ地域の連絡体制（連絡網）を整備しておけば、情報伝達などの際に連絡をとりやすくなります。

- ・ 自主防災組織名簿、連絡網の作成
- ・ 災害時要援護者名簿の作成
- ・ 市、自治会などとの連絡担当者の決定

連絡体制の整備には、個人情報保護に配慮する必要があります。

## （４）土砂災害における自主防災組織の役割

土砂災害の場合では、自主防災組織に以下のような働きが期待されます。

状 況	役 割
大雨が降る可能性が高くなる	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難経路の点検</li><li>・ 非常持ち出し品準備の呼びかけ</li><li>・ 土のうの用意</li></ul>
大雨が降り出した	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 土砂災害前兆現象の警戒</li><li>・ 災害時要援護者の避難支援</li><li>・ 自主避難者の誘導</li></ul>
避難準備（災害時要援護者避難） 情報、避難勧告、避難指示が発令された	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 情報の伝達</li><li>・ 避難の呼びかけ</li><li>・ 避難者の誘導</li><li>・ 避難した人の確認</li></ul>
避難所を開設した	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難所の運営支援</li></ul>

## （５）自主防災組織の結成について

市では、自主防災組織に対して様々な支援を行なっています。

組織の設立時には、規約案・活動計画案作成の協力などの自主防災組織結成に向けた支援を行い、設立後は、共同の避難訓練を行なうなど、行政と自主防災組織が連携して地域の防災活動を行えるよう支援を行なっていきます。

また、本庄市消防施設等整備費補助金交付要綱に基づき、補助の対象となる事業につきましては、補助金を交付しています。

詳しくは本庁危機管理課または総合支所総務課へご相談ください。

## 4. 基礎知識

### (1) 土砂災害の種類

名称	内容	前兆
がけ崩れ 	雨や地震などの影響によって土の抵抗力が弱まり、突然斜面が崩れ落ちる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小石がパラパラ落ちてくる。</li> <li>・地面から水が噴き出す。</li> <li>・地面にひび割れができる。</li> <li>・がけから音がする。</li> </ul>
土石流 	土砂や岩石などが大量の水と混じりあって、津波のよう一気に流れ出る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山鳴りがする。</li> <li>・雨が降り続けているのに川の水位が下がる。</li> <li>・川の水が濁り流木が混ざりはじめる。</li> </ul>
地すべり 	粘土のような滑りやすい地層に地下水が作用して、上側の地面がそっくり滑り落ちる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地面にひび割れができる。</li> <li>・沢や井戸の水が濁る。</li> <li>・ため池、水田が急激に減水する。</li> <li>・斜面から水が噴き出す。</li> </ul>

(2) 避難所・避難場所一覧（抜粋して掲載しています）

	避難所	名称	所在地	電話
25		本庄いまい台交流センター	いまい台2-43	23-2345
48	○	児玉中学校	児玉町八幡山438	72-0133
49		下町自治会館	児玉町児玉1113	
50		児玉公民館別館	児玉町児玉1352-1	
51	○	児玉小学校	児玉町児玉1355-1	72-1569
52		(旧)児玉大道集会所	児玉町児玉1697	
53		(旧)児玉中央集会所	児玉町児玉1825-6	
54		久美塚保育所	児玉町児玉2351-1	72-4386
55		山王自治会館	児玉町児玉2428	
56		児玉公民館	児玉町児玉2510-1	72-4789
57		児玉体育館跡地	児玉町児玉2514-1	
58	○	児玉文化会館(セルテイ)	児玉町金屋728-2	72-8851
59	○	児玉総合公園体育館(エコーピア)	児玉町金屋753-1	73-3815

	避難所	名称	所在地	電話
61	○	金屋小学校	児玉町金屋1116-1	72-1168
62		金屋保育所	児玉町金屋1173	72-1238
63		宮内東公会堂	児玉町宮内1350	
64		塩谷集会所	児玉町塩谷599	
65		秋山会館	児玉町秋山1401	
66		秋平さくら保育園	児玉町秋山2527-1	72-1167
67	○	秋平小学校	児玉町秋山2531	72-1239
69		生活改善センター	児玉町河内670-10	
70		(旧)本泉保育所	児玉町元田375-4	78-0345
71		共和梅花保育園	児玉町蛭川885	72-0104
72	○	共和小学校	児玉町蛭川895-1	72-1349
73		共和公民館	児玉町蛭川915-5	72-0337
74		吉田林自治会館	児玉町吉田林213	
75		下浅見文化財倉庫	児玉町下浅見867-11	
77		観光農業センター	児玉町小平653	72-6742
79		児玉高等学校	八幡山410	72-1591
80		児玉白楊高等学校	金屋980	72-1566

(3) 緊急連絡先一覧

緊急連絡先	住 所	電 話
本庄市役所	本庄市本庄3-5-3	25-1111
児玉総合支所	// 児玉町八幡山368	72-1331
防災行政無線 音声案内		22-1351
児玉郡市 広域消防本部 児玉分署	// 児玉町児玉114-4	119 (緊急) 72-1581
児玉警察署	// 児玉町児玉1470-1	110 (緊急) 72-0110
埼玉県本庄県土 整備事務所	// 北堀818-1	21-3141
東京電力埼玉カスタマーセンター(停電その他)		0120-995-442
NTT東日本(故障受付)		113 携帯電話・PHS からは 0120-444-113

【メモ欄】